

# 雇用形態別 産休手当と条件 比較まとめ表

## 雇用形態別 産休手当と条件 比較まとめ表

雇用形態	産休（産前産後休業）の取得	出産手当金（産休手当）	出産育児一時金	社会保険料（健康保険・厚年）免除	会社側の主な申請・提出先（実務）
正社員	取得できる（出産予定日6週間前〔産前42日〔多胎98日〕～産後56日〕	本人が健康保険の被保険者で、産休中に給与がない/少ない場合に支給（産前42日〔多胎98日〕～産後56日）	公的医療保険の加入者は原則 <b>子1人50万円</b> （直接支払制度あり）	被保険者で、会社が申出書を提出すると免除（開始月～終了日の翌日が属する月の前月。終了日が月末なら終了月まで）	出産手当金：健康保険（協会けんぽ/健保組合）へ申請書提出（本人+会社+医師等の記入が必要）／社保免除：年金事務所等へ「産前産後休業取得者申出書」提出（提出期限あり）
契約社員（有期）	取得できる（出産予定日6週間前〔多胎14週間前〕～、産後8週間）	①本人が健康保険の被保険者 ②産休中の給与なし/少ない→支給。 <b>配偶者の扶養に入っている場合（被扶養者）</b> は対象外	公的医療保険の加入者は原則 <b>子1人50万円</b> （直接支払制度あり）	被保険者で、会社が申出書を提出すると免除（開始月～終了日の翌日が属する月の前月。終了日が月末なら終了月まで）	出産手当金：健康保険（協会けんぽ/健保組合）へ申請書提出（本人+会社+医師等の記入が必要）／社保免除：年金事務所等へ「産前産後休業取得者申出書」提出（提出期限あり）
パート・アルバイト	取得できる（出産予定日6週間前〔多胎14週間前〕～、産後8週間）	①本人が健康保険の被保険者 ②産休中の給与なし/少ない→支給。 <b>配偶者の扶養に入っている場合（被扶養者）</b> は対象外	公的医療保険の加入者は原則 <b>子1人50万円</b> （直接支払制度あり）	被保険者で、会社が申出書を提出すると免除（開始月～終了日の翌日が属する月の前月。終了日が月末なら終了月まで）	出産手当金：健康保険（協会けんぽ/健保組合）へ申請書提出（本人+会社+医師等の記入が必要）／社保免除：年金事務所等へ「産前産後休業取得者申出書」提出（提出期限あり）

## 雇用形態別 産休手当と条件 比較まとめ表

雇用形態	産休（産前産後休業）の取得	出産手当金（産休手当）	出産育児一時金	社会保険料（健康保険・厚年）免除	会社側の主な申請・提出先（実務）
派遣社員	取得できる（派遣労働者も対象）	本人が健康保険の被保険者なら支給（派遣元の健保加入など）。扶養のみだと対象外	公的医療保険から原則50万円	被保険者であれば、派遣元（事業主）が申出書提出 → 免除	実務窓口は基本「派遣元」（雇用主側で健保・年金の手続き）／派遣労働者の制度対象性は労働局解説でも明示
業務委託・フリーランス（参考）	労働基準法の「産前産後休業」は原則として労働者向け（雇用契約がないと適用されない）	健康保険（協会けんぽ等）の被保険者でない場合は、出産手当金は通常対象外（国民健康保険のみ加入など）	公的医療保険から原則50万円（国保でも対象）	厚年・健康保険の被保険者でなければ「事業主申出による免除」は使わない （国民健康保険・国民年金保険料の免除制度はあり）	雇用主経由の手続き枠がないため、加入する保険者の手続きが中心

## 産休手当（出産手当金）の条件だけを最短で確認するチェック

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	出産する本人が、勤務先の健康保険で被保険者（本人加入）になっている。
<input type="checkbox"/>	会社を休んだ期間に給与が支払われていない、または出産手当金より少ない。
<input type="checkbox"/>	支給対象期間は「出産（予定）日以前42日（多胎妊娠98日）～産後56日」の範囲内。
<input type="checkbox"/>	日額の計算は「標準報酬月額平均 ÷ 30 × 2/3」。

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています